

第 11 章 準備書に対する意見 及び事業者の見解

第11章 準備書に対する意見及び事業者見解

11.1 準備書に対する住民意見と事業者見解

環境影響評価準備書に対する住民意見は、

6名の方から合計17通提出された。

表11.1-1に、提出された意見の分類別意見数を示した。

最も意見が多かった分類としては「陸生動物、陸生植物、生態系」及び「環境影響評価全般」であった。

住民意見及び事業者見解を表11.1-2に示す。

表 11.1-1 住民意見の分類別意見数

分類	意見数
大気質、騒音、振動	3
地下水の水位及び水質	3
陸生動物、陸生植物、生態系	5
土壌汚染	1
環境影響評価全般	5
合計	17

表 11.1-2(1) 住民意見と事業者見解（大気質、騒音、振動）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
1	2-6	<p>建設機械からの排ガス 予測結果・評価 ・環境への影響は事業者の実行可能な範囲 で回避又は低減が図られていると評価す る。 工事用車両の走行による騒音影響 予測結果・評価 ・環境への影響は事業者の実行可能な範囲 で回避又は低減が図られていると評価す る。 水質についてもすべて最後の文言はこの 事業者云々で終わっているけど何が問題 と云えば、事業者が実行するかしないか にかかっている他力本願もいいところで、行 政の責任を免れる意図を感じる。</p>	<p>予測結果については、回避・低減の観 点の評価と、基準・目標との整合性から の評価の二つの観点で評価しています。 基準値等が設定されている項目について は、その基準値等と比較して満足してい るかどうかについて評価し、また実施し うる回避又は低減の措置があるならば、 事業者が実施の可否を適切に判断してい るかどうかについて評価しています。 本業務の実施に際しては、各予測項目 ごとに環境保全措置を検討し、出来る限 り有効な環境保全措置を選定していま す。</p>
2	2-9	<p>大気質、評価結果の概要 ・対象事業実施区域に最も近接する集落 1 箇所において一般環境大気質の現況を把 握した。 ・工事車両及び供用時における関係車両の 走行ルート沿道に位置する 5 箇所におい て環境大気質の現況を把握した。 予測値は環境基準、大気汚染に係る環境保 全目標及び中央公害対策審議会答申の短 期暴露指針を下回っているため基準又は 目標との整合は図られていると評価する。 これ等をみるとすべて予測であって、現況 を把握したと何で云えるのか。まだ始まっ ていない時期の予測ではあてにならない。</p>	<p>準備書 p.8.1-1～10 に示す大気質及び 気象の現地調査結果はすべて現地におけ る測定結果であり、「予測」ではありません。 また大気質の予測は、現地調査結果を バックグラウンド濃度として、本事業の 工事時期又は供用後の活動内容を勘案し て将来予測を行っています。</p>
3	2-10	<p>(6) 環境保全計画の概要 大気質・資材や機械の運搬車両からの排ガ ス発生量の低減を図る ・ディーゼル車を使用する場合には、ばい じん対策等の十分な排ガス対策を講じた 車両を使用するよう指導する。 ・工事用機械の過負荷運転や空負荷運転を 避けるよう工事関係者に指導を徹底する。 と、こんな風にかかれていたけど排ガス発 生量の低減を図るとはどんな用式で... と 云う答えが無いし、関係者に指導を徹底す ると云っているが、守られなかった場合 にはどうするのか？ すべて机上の空論ではないか！ 完全な答えを希う。</p>	<p>工事関係者には、「自動車から排出され る窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域 における総量の削減等に関する特別措置 法」（平成四年六月三日法律第七十号）に 既定する排出基準を満足する車両を使用 させる計画です。 また工事関係者には、安全運転の徹底、 急発進・急加速の禁止、集落内での最徐 行、交通法規の遵守等を徹底します。</p>

表 11.1-2(2) 住民意見と事業者見解（地下水の水位及び水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
4	2-4	<p>・造成地の存在及び工作物(コンクリートピット等の地下構造物、地下水の集排水管)の存在により風化層中の地下水水位が変化する可能性</p> <p>・樹林帯及び湿地帯から施設利用への変更に伴って流出係数が変化し、降雨時における地下水水位が変化する可能性</p> <p>・施設用水として地下水を取水し、地下水水位が変化する可能性</p> <p>これ等のことから判断すると地下水に対する影響が歴大なものであることが解る。これは大きな問題だ。そうってしまった場合の対策はあるのか。住民の井戸水は死活問題なのだ。責任をどうとる！ 解答を</p>	<p>土地の造成、構造物の存在、地下水の取水に伴い地下水水位や表流水の流量が変化することも考えられますが、本事業では高山川の集水域を変更するものではないことから、対象事業実施区域から排出される水量は大きな変化はないものと考えています。</p> <p>環境保全措置として、法面の緑化、浸透枳の設置による雨水排水の浸透促進を行うことから、地下水涵養が促進されると考えております。</p> <p>これらのことから、対象事業実施区域内改変区域から約 1km 下流に位置する下之川集落内の各井戸の地下水水位への影響は軽微であると考えています。</p> <p>なお、工事着手から供用終了までの間の毎月、観測井戸及び下之川集落内の民家井戸を代表点として地下水水位及び水質の事後調査を行い、影響の有無の確認を行い、定期的に公表する計画です。</p>
5	2-7	<p>地盤改良</p> <p>・施設の建設に伴い薬液注入を伴う地盤改良を行う。これが一番の問題点だ。地下水の影響は考えたのか!</p> <p>・造成地を人工盛土地質のため工作物の存在により、地形及び地質土地の安定性への影響が考えられる... としているのはやはり液状化を考えているのか?!</p> <p>地盤沈下、各家庭の井戸水への影響をどのように考えているのか。井戸水への影響があった場合どうやって誰が責任をとるのか是非答が聞きたい</p>	<p>埋立地等構造物の建設予定箇所の一部の表層には軟弱地盤が確認されており、地盤改良を行います。その場合の改良材としてセメント系固化材の使用を計画しています。この地盤改良は、構造物の基礎としての液状化防止及び支持力の確保のために実施します。</p> <p>深層混合処理工法等セメント系固化材によるアルカリ流出については、一般的には「地盤が有するアルカリ中和能力が比較的高いことから、アルカリの地盤中での浸透距離が数十 cm 程度である」とされており、地盤改良箇所から周辺地盤へ浸透することによる影響は少ないものと考えられます。</p> <p>なお、工事中には事後調査を実施し、コンクリート打設工事及び地盤改良によるアルカリ排水の影響の有無について監視することとしています。</p> <p>本事業では、高山川の上流部において、樹林の伐採、土工事、地盤改良等の工事を行います。早期緑化、地下水涵養、工事排水対策の環境保全措置を行うこと、また改変区域と下之川集落の最寄の井戸までは約 1km あることから、各種工事による井戸への影響は軽微であると考えています。</p> <p>なお、工事着手から供用終了までの間の毎月、観測井戸及び下之川集落内の民家井戸を代表点として地下水水位及び水質の事後調査を行い、影響の有無の確認を行い、定期的に公表する計画です。</p>

表 11.1-2(3) 住民意見と事業者見解（地下水の水位及び水質）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
6	2-8	<p>地下水の水質及び水位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う地下水位の変化、地下水位流動方向に対する影響は雨水流出係数の変化に伴う沢水流量が予測されるが、高山川を流下する間に地下水を涵養するものと考えられ雨水流出率の変動に伴う影響は軽微であると考えられる...とあるが、これも予測であって影響大の場合の解答がない。 ・使用時には地下水を取水する場合は考えられるため地下水揚水に伴う影響圏半径を算出・予測した結果、影響半径は 40m であり、対象事業実施区域以外に及ぶものではなかった。そのため地下水揚水に伴う影響は軽微であると考えられる...というのも予測であり影響大の場合の答がないのはどうして？ <p>地下水の問題は住民にとって重大な死活問題</p>	<p>工事の実施に伴う地下水位の変化、地下水位流動方向に対する影響は、雨水流出率の変動に伴う影響は軽微であると考えられますが、影響の有無の把握のため、工事着手から、観測井戸及び下之川集落内の民家井戸を代表点として地下水位及び水質の事後調査を行います。</p> <p>万が一異常が認められた場合には、三重県及び井戸所有者等と協議して、調査・対策を行うとともに、影響要因の改善を行います。また事後調査結果は定期的に公表します。</p> <p>供用時における地下水位の変化、地下水位流動方向に対する影響は、地下水揚水に伴う影響圏半径が 40m であることから、影響は軽微であると考えられますが、影響の有無の把握のため、工事着手から、供用終了まで、観測井戸及び下之川集落内の民家井戸を代表点として地下水位及び水質の事後調査を行います。</p> <p>万が一異常が認められた場合には、三重県及び井戸所有者等と協議して、調査・対策を行うとともに、影響要因の改善を行います。また事後調査結果は定期的に公表します。</p>

表 11.1-2(4) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
7	1	<p>当該地は、美杉村の中でも特に貴重な場所です。早くから放棄されていたため、昔のままの姿で自然が残されています。私は 20 数年、日本野鳥の会に参加していましたが、歳を経る毎に自然破壊が進み、貴重な動植物が姿を消して参りました。いろいろな開発場所においても、当初の計画では、工事完了後、もとの姿に復元する予定であった所も結果として姿を変えてしまった所を多々見て参りました。自然はたやすくこわれるものです。隠し田のあとは、野鳥達の餌場ともなっており、今のままで、据置かれる事を望みます。</p>	<p>本事業では、40.1ha のうち 8.9ha を造成し、残りの 31.2ha は非整備区域として樹林地、草地等そのまま保全します。非整備区域の中には、過去に水田であった草地も含まれており、周辺の樹林地と一体となった自然環境の保全に努める計画です。なお、当該地が過去に隠し田であったことは確認できません。</p> <p>また整備区域の植栽は郷土種を基本とする計画であり、鳥類の食餌対象となる実のなる木を植栽する計画です。</p> <p>以上のとおり、土地利用計画での配慮、郷土種による植栽により、鳥類をはじめとする動物への影響は最小限にできるものと考えています。</p>
8	3	<p>歴史的見地から 江戸時代の隠し田と言う特殊な歴史を持つ現地は、下之川の人たちが守って文化的価値のある場所です。隠し田は時の権力に対して秘かに守り続けてきた場所であり、そこがゴミ捨て場となる事に対してご先祖様ならずとも大変残念な事でありませぬ。</p> <p>環境保全について 準備書記載の生物列挙には環境省及び三重県のレッドデータリストの記載が全くありません。分かりにくいデータリストです。</p> <p>現地を訪れた時感じたのは、美杉中いや日本中探してもほとんどない素晴らしい環境と言うことです。</p> <p>雲母がきらめく川の流れの底を覗けばすべての生き物を見る事が出来る日本屈指の清流と言えます。</p> <p>湿地の昆虫やトンボバッタに至るまで間近に見る事が出来る環境です。準絶滅危惧種もかなりいるはず（イモリ、コオイムシは確認済み）。</p> <p>植生は本当に豊かです。</p> <p>春から秋にかけての植物はほとんど群生しています。個体の数が多いのは踏み荒らされていない事や歴史的に長い期間環境が変化しなかった事、盗掘されていなかった事に由来します。</p> <p>生物は環境の生き物です（人間も含めて）。あの環境を人間は作る事ができないのです。</p>	<p>対象事業実施区域内の水田跡地については、最上流部の場所は改変しますが、非整備区域内の場所については、現況のまま保全する計画です。なお、当該地が過去に隠し田であったことは確認できません。</p> <p>環境省レッドリスト及び三重県レッドデータブックを含めた重要な種の選定根拠は、準備書 p.8.9.1-3 に記載しています。また重要な種の選定根拠となった記号は、動物・植物・水生生物ごとの重要な種の一覧表に記載しています。</p> <p>学識経験者は、対象事業実施区域を含めた当該地域の状況に詳しい方々に依頼しています。</p>

表 11.1-2(5) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
8	3	<p>移植してもあの環境が無ければ生物は消滅します。場所さえ作ればと言う単純なものではありません。</p> <p>湿原の周辺美杉ではほとんどない広葉樹の森もあります。</p> <p>湿原は鳥のえさ場で耳を澄ませば鳥のさえずりも種類が多く聞こえていました。</p> <p>ほぼ木陰の山歩きは夏場心地よいものでした。60代70代の人でもゆっくり森林浴をしながら山道を歩く事は正にセラピーロードと言うべきでしょう。</p> <p>なぜゴミ捨て場？と深く深く疑問視せざるを得ません。ゴミ捨て場にするのは本当に残念でバチ当りです。</p> <p>学識経験者の意見について</p> <p>有識者の方々は現地に足を運ばれましたか？パソコンを見ながら書かれたのでしょうか？</p> <p>それならば絶滅危惧種のリストに記号位（絶滅EX 野生絶滅EW 絶滅寸前CR 絶滅危惧種EN 危急VU 保全対策依存CD 準絶滅危惧種NT 軽度懸念LC）入れてください。</p>	

表 11.1-2(6) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
9	4	<p>環境の事と云っても、市の説明はあまりにもお粗末すぎる。植物は他所へ移植して、継続観察すると云うが、枯死しない保証は何もないし、又希少昆虫も似た環境へ移すと云うが、誰がするのか？</p> <p>沼地の小昆虫を簡単に回収出来るとはとても考えられないし、お座成りの一時逃れの言訳にしか聞こえない!!</p> <p>あの湿地の希少昆虫が絶滅したら、どう責任を取るつもりなのか？何の為の環境調査なのか。調査すれば良いと云うものではない。報告を受領し、内容を検討し保全が不可能である事を認めたら、即、中止すべきである。</p> <p>又、環境影響評価準備書 p.43 によればクマタカ 2 番が棲み付いているとか、営巣時期は工事をひかえると云ったが、重機が入り、大音響が響くと、この地をあきらめ、飛び去るであろうと思うし、この恵まれた環境を逃れて、どこで営巣するのか？</p> <p>水について)</p> <p>現地は津市及び松阪市の一部（三雲、嬉野）へ配水している上水道の水源地の 1 つである。現在利用している人々は、非常な危機感を持っている。市は安全安心と云うが、人工物に永久はない!! まして、南海、東南海地震が近い事を考えると、現在の市職員諸氏が在職中に飲料水が汚染されるであろう事は考える迄もない事である。市長を始め、貴方達はその水が飲めますか？又、将来、貴方達の子供や孫がその水を飲むのですよ、耐えられますか？</p> <p>これは、環境破壊と税金の無駄使いです、すぐ止めるべきです。</p> <p>前松田市長が企てた、高山の地権者から、法外な高額で買収した土地、多くの公共工事を作出して、土木業者をもうけさせた事、もう良いでしょう。</p> <p>森林セラピー基地に認定された緑豊かな美杉の本来の目的に立ち帰って、現状をそこなう事なく、遊歩道を設置して、森林浴基地として、観光客を誘致し、村おこしに貢献すべきです。</p> <p>そもそも、市が当初から空ビンに入れて掲示説明した様な埋設物、即ち茶碗やブロックの割れ等は、多額の税金を浪費して埋めるべきものではないのだから、国が提しようしているゴミゼロ運動へ方向転換すべきです。</p> <p>又、こんな安全なものなら、何も自然を損ってまで多額の費用を使って埋めなくても、有用な用途がある筈です。</p> <p>どうぞ担当諸氏、智恵を絞ってガンバッテ下さい。</p> <p>吾々の意見書、出させてそれで事足りると云うことなく、有効に検討、ご利用下さる事を期待します。</p>	<p>事後調査では、両生類、昆虫類、クモ類の移動及び植物の移植を計画しています。工事実施前には移動・移植適地を選定し適期に実施します。実施者は津市になります。植物の移植後は定期的に活着状況を確認するとともに、植物の移植は学識経験者の指導を受けながら実施します。</p> <p>対象事業実施区域の非整備区域内には、谷底低地の草地や山地の樹林地を残す計画であり、移動・移植対象種の現在の生息・生育環境と同様の環境が保全されるものと考えております。</p> <p>クマタカについては、95%行動圏又は最大行動圏が対象事業実施区域に含まれるものの高利用域には含まれていないため、影響は小さいものと考えられます。</p> <p>なお、事後調査ではクマタカ、サシバの調査を行い、生息状況を把握します。</p> <p>本最終処分場では、リサイクルセンターから持込まれる不燃残さを埋立てる計画であり、有機物等の混入はほとんど無いものと考えています。埋立前には不燃残さの洗浄を行うことから、有機物等の付着があったとしても、洗浄により取り除かれると考えます。</p> <p>事業実施に際しては、本最終処分場が水源地に位置していることを認識し、施設の徹底管理・事後調査の実施により、適切に運営してまいります。</p> <p>対象事業実施区域内には非整備区域として草地や樹林地を残すとともに散策路を整備する計画です。美杉町の森林セラピーロード等と広域的に相乗効果をもたらす整備を考えます。</p> <p>津市では、平成 21 年 3 月に「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの削減、持続可能なまちづくり、人と自然のつながりのあるまちづくり、環境活動の推進を基本方針としております。この基本方針に示すとおり、ごみの削減に努め、人と自然のつながりのあるまちづくりを目指しつつ、本事業を進めてまいります。</p>

表 11.1-2(7) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
10	5-2	<p>津市最終処分場予定地の高山には、昔沼田が有りおいしいお米が取れたそうです。後放棄田となり長い年月の経過と共に美しい湿地と化し広がり清らかな水の流れは正に別天地です。地球温暖化を防いでくれると言われる湿原、人工的には作ることが出来ないといわれ、ラムサール条約等国際的にも湿原の保護がいはれる時代になりました。高山の湿原には希少動植物が存在しています。環境評価準備書によれば、それら対象種に、移動、移植、モニタリングと有りますが、とんでもない事です。彼の動植物達は、その場所が生態系の保たれる世界であり、人間の手によって移動移植はやがて絶滅へと追いやられるは必定です。特に移動出来ない希少動物植物のすむ地域は人間の手を加える事なく、そのままに保護されるべきで有り、又その方向に進められているはずです。</p> <p>私も高山でコオイムシに出合いました。小さな個体でした。調査された結果、その動植物の個体数は？それ等の個体を何処の場所に、誰の手によって移されるのでしょうか、お尋ね致します。</p> <p>又、森の頂点に立つクマタカAつがい、Bつがい が棲息するすばらしい森です。水源涵養や二酸化炭素の吸収など何ものにも変えがたい、津市民の命を守ってくれている水資源、美しいこの森を守ることすれ、天に唾吐くが如きごみ最終処分場にしてはなりません。増してや年々激しくなる天災、ゲリラ豪雨による鉄砲水、洪水、土砂災害、交通の遮断等絶えず苦しめられて来たこの土地、どこかに作らなければならない処分場だからと進めて行けばよいと言うものではありません。あの広大で軟弱な土地（土地の人ならば知っている）、一度手を付ければ計り知れない事態が起きるであろう事は土地の人ならば知っているのです。選考委員の先生方は適地だとは言われなかったはず。（久居公聴会傍聴）。一度手を加えればより大きな災害を誘発するであろう危険性をはらんでいる土地なのです（地元の人には知っているはず）。科学技術万能の机上の理論が先の原因事故によって安心安全神話、共に崩壊した今だからこそ、よりリスクの少ない場所に が自然の流れではないのでしょうか。数名の反対者が居ますがとのコメントが報道され、その後住民の過半数以上の反対署名簿が市に提出され、それでも何故か進められて行く奇怪さよ！</p> <p>推定活断層の現実、必要な処分場建設ならばこそ安心安全な場所にそこには利害が微塵もからんではないのです。市民が将来に渡り、命の危険に晒らされ脅えながらの生活を強いられる様な事態に決してならない事を祈るのみ。</p>	<p>移動の対象種は、両生類：アカハライモリ、ヒキガエル、昆虫類：オオコオイムシ、クモ類：キジロオヒキグモ、移植対象種は、エビネ、キンランです。</p> <p>調査範囲内で確認した箇所数及び個体数(植物は株数)は以下のとおりです。</p> <p>アカハライモリ：21 箇所、1～19 個体</p> <p>ヒキガエル：21 箇所、1～2 個体</p> <p>オオコオイムシ：19 箇所、1～15 個体</p> <p>キジロオヒキグモ：1 箇所、1 個体</p> <p>エビネ：31 箇所、1～60 株</p> <p>キンラン：3 箇所、1～5 株</p> <p>移動・移植の実施者は津市になります。移動・移植に熟練した調査会社に委託して、移動・移植を行います。</p> <p>移動・移植先は、工事着手前に現地を踏査し、学識経験者の助言を受けながら決定します。</p> <p>対象事業実施区域内の土地の造成は、「林地開発許可技術基準」、「河川砂防技術基準（案）同解説」に規定する基準を満足しています。降雨時には防災調整池で流量調整した後、下流河川に影響のない流量にて放流します。</p> <p>対象事業実施区域のうち非整備区域の一部及びその周辺は、砂防指定地に含まれている等、防災には特に注意する必要があります。造成計画、防災計画に関しては十分な検討を行い、安心安全な処分場の建設・運営を行います。</p>

表 11.1-2(8) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
11	6	<p>建設予定地の湿原は江戸時代の隠し田といわれており、昭和30～40年代まで稲作がおこなわれていたようです。</p> <p>隠し田は沼地といわれ腰までつかる深さだったそうです。土木（ドギ）といって木を2本渡してその上に人が乗って田植えをし、また刈り取った稲は田船に載せて運んだという辛い労働の歴史がありました。</p> <p>予定地の東側には祠があり、隠し田として時の権力に立ち向かい、作物の豊作と人々の無事を願う、民衆の祈りの場であったはずです。民族の歴史と文化遺産の地域であると考えられます。</p> <p>このことを地域の人は忘れ去り、新しい道路建設と引き換え条件にこの地に新最終処分場を誘致してしまいました。</p> <p>ここで稲作が行われていた頃は農薬や化学肥料が使用され始めていたと思われますが、その後耕作放棄され、農薬や肥料の影響の無い良好な湿地になり、山の谷あいではひっそりと動植物の営みを支えてきました。</p> <p>水生昆虫のオオコオイムシが多く確認されたことがそれを証明しています。</p> <p>湿原および周辺には753種もの多様な植物の植生が見られ、さまざまな昆虫の住処となり、鳥類の餌場となり、周辺の針葉樹林には貴重なラン科植物がアセスメントで確認されただけでも15種類、他に私達でオニノヤガラも確認しました。シダ植物はアセスメントで83種類も確認されています。</p> <p>湿原と周辺の広葉樹林には、アセスメントにおいて43種類もの鳥類が確認されています。これら以外にも未確認の鳥がいるはずで、渡り鳥を入れるともっと増えるでしょう。国蝶のオオムラサキのいる樹林でもあります。</p> <p>この地は、植物連鎖の頂点に立つ猛禽類の餌場であります。猛禽類はクマタカだけでなく他に12種類も確認されています。</p> <p>また、湿地の端には、金雲母のきらめく透き通る水の溪流があります。</p> <p>湿地環境は1.8ヘクタールと記載されていますが、杉植林の湿地を入れるともっと広がるでしょう。</p> <p>耕作放棄された水田にスギを植林していますが、湿原に流れる水量が多いのか貧栄養な土地の証なのか？30年生と思われるスギでも大きくはならず、根が張らずに倒れた杉が多くあります。</p> <p>(湿地の調査) 杉植林内の湿地においては、詳しい調査がされていないようです。</p> <p>私達は、杉植林湿地においてシャジクモ類の仲間と思われる沈水植物を確認しました。シャジクモは4億5千万年前よりもずっと昔から、水中で繁栄してきた藻（そう）類であり、陸上植物の起源を知るためのカギとなる生物です。</p> <p>シャジクモ類のおおくは環境省の絶滅危惧種Ⅰ類であり、このような生物の見落としは、アセスメントの調査そのものが表面的な種の調査のみで学術的な調査がおこなわれていないと断定できます。</p>	<p>(湿地の調査) 調査方法、調査時期、調査地点については方法書を公開して、多方面の方々の意見を伺いながら実施しています。さらに、調査方法については学識経験者の意見を聞きながら実施しています。このため、調査結果は環境影響評価を実施する上で妥当であると考えています。</p> <p>なお、当該地が過去に隠し田であったことは確認できません。</p>

表 11.1-2(9) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
11	6	<p>(赤水)</p> <p>湿原上流付近では、尾瀬ヶ原の赤田代のような赤い水の流れるところが何箇所もありました。水の流れていないところでは、酸化鉄の皮膜と思われる油膜が確認されました。花崗岩が基盤となっているため、花崗岩の鉄分かと思われませんが、付近には黒い石がありその関係も調べる必要があるでしょう。</p> <p>下が花崗岩の岩盤で湧き水が染み出ている貧栄養な湿地の可能性もあり、貧栄養湿地で育つニッポンイヌノヒゲの群生が確認されています。</p> <p>このようなところでは、他の湿原にない特異な植物が現れる可能性があります。</p> <p>湿原の1部では、やや栄養分の多い鉍物質土壌に生育するコマツカサススキの生育も確認されています。このような事からこの湿原は溪流の流れに沿って東西に広がり、多様な植物の生育する特異な湿原であると思われます。</p> <p>(湿地の総合的調査)</p> <p>アセスメントでは、動植物の種類を調査しただけで湿地の総合的な生態系の調査はおこなわれておらず、湿地の泥炭の深さ・質・形成など学術的調査をすべきところです。</p> <p>この地は山地の隠し田であったゆえに耕作放棄されたあとは、人が足を踏み入れたこともなくひっそりと動植物の営みがおこなわれていました。</p> <p>(動植物の調査時期・回数)</p> <p>動植物の固有種も存在するかもしれません。マムシグサ・ホシクサなど固有種も調査すべきです。いかに人が調べたとしても見落とされる動植物は必ずあります。</p> <p>アセスメントでは、湿原の植物のよくわかる6・8・9月の調査がおこなわれていません。菌苔類・地衣類の調査時期は1回のみでよいのでしょうか？</p>	<p>(赤水)</p> <p>地下水が地表に出た場合には、マンガンや鉄が酸化して赤水となる場合があります。対象事業実施区域内の沢沿いにも見られます。自然現象と考えられるため、調査実施は考えておりません。</p> <p>(湿地の総合的調査)</p> <p>準備書資料編 p8.8-4~5にはボーリング柱状図(No.3、4、5)を掲載しています。地表から3~4mまではシルト質砂、砂質シルト、砂礫となっており、その下は花崗岩の基盤岩となっています。地表付近には数十cm程度の植物体で覆われていますが、いわゆる泥炭状とはなっていません。</p> <p>(動植物の調査時期・回数)</p> <p>ホシクサは、準備書 8.10 陸生植物 8.10.1-22 項に生育状況を示していません。調査対象範囲では、対象事業実施区域外の水田雑草群落で生育を確認しました。また、マムシグサは重要種に該当しないため、準備書本編には記載がありませんが、調査対象範囲内に生育を確認しています。資料編 資料 8.10-11 項、表 8.10.1-1 (10) No.671 に確認種としてあげております。</p> <p>また、調査方法、調査時期、調査地点については方法書を公開して、多方面の方々の意見を伺いながら実施しています。さらに、調査方法については学識経験者の意見を聞きながら実施しています。このため、調査結果は環境影響評価を実施する上で妥当であると考えています。</p>

表 11.1-2(10) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
11	6	<p>(評価の文言)</p> <p>準備書内 表 6.9-3 では、トゲヒシバツタ、オオコオイムシ、トゲサシガメ等の…湿性草地は 4.5% が 1.5%減少し 3.0%となり…高山川では上流域が造成により消失する…</p> <p>表 6.9-4 では、オオコオイムシ、コスジマグソコガネについては…事業実施区域内で確認された生息地の保全に努める。</p> <p>表 6.9-11 では、河川では、対象…高山川の上流域は造成により一部改変されるため生育環境は減少する。</p> <p>この表記では同じ場所が消失、保全、減少となりつつまが合わない、ごまかしの表現です。</p> <p>(動物の移動)</p> <p>湿性草地の減少は 4.5 パーセントが 1.5 パーセント減少し、3.0 パーセントとなるのは、数字上では減少が小さく思えますが、実に 3 分の 1 の湿原が消えます。</p> <p>消失するところは、シャジクモ・ニッポンイヌノヒゲ・オオコオイムシなどの生育する上流の湿原であり特異な環境です。</p> <p>下流域の湿原はわずかに性質が違い、そこに移植しても育つ保証はありません。</p> <p>キンランや湿原の動植物はデリケートで、もっとも適した環境にしか育ちません。</p> <p>(植物移植の専門家)</p> <p>移植・移動において専門家の指導を受けるとありますが、そんな専門家は存在するのでしょうか。</p> <p>専門家のお名前をぜひ挙げてください。仮に建設をするなら移植・移動をして確実に成功してからにするべきです。</p> <p>水田や荒れた湿原が以前の植生に戻るのに 40～50 年かかるといわれています、耕作放棄されてから 30～40 年になります、あと 10 年もすれば今まで見つけられなかった貴重な動植物が蘇る可能性があります。</p> <p>それを待たずに湿原の埋め立てをおこなうのはもったいのほかです。</p>	<p>(評価の文言)</p> <p>昆虫類の保全措置の詳細は 8.9.4 昆虫類 (3) 予測・環境保全措置の項に示したとおりです。「同種の生息地は、調査範囲では 19 箇所を確認され対象事業実施区域には 15 箇所、対象事業実施区域外に 4 箇所確認されている。対象事業実施区域の 15 箇所の生息地のうち、7 箇所が改変区域に含まれる。対象事業実施区域内の生息地のうち高山川上流域の生息地は造成に伴い消失するが、下流の生息地は残される。また、対象事業実施区域周辺の生息地には直接改変の影響は及ばない」として上流の生息環境については、改変区域に含まれる生息地と改変区域に含まれない生息地を区別して評価しています。</p> <p>また、水生生物でも同様に準備書 8.11.1</p> <p>魚類 (3) 予測・環境保全措置及び評価等に示したとおり、「河川では、対象事業実施区域内を流れる高山川の上流域は造成により一部改変されるため生息環境が減少する。角原川の支流の上流も進入路工事により一部が改変される。対象事業実施区域の西側に流れる八手俣川と高山川との合流点より上流側には造成による土地の改変はないことから直接的な影響はない。」としており記述に矛盾はありません。</p> <p>(動物の移動)</p> <p>オオコオイムシの移動は、準備書「8.9.4 昆虫類 (3) 予測・環境保全措置及び評価、表 8.9.4-19」に示したとおりです。対象事業実施区域内には改変区域に含まれない生息地もあるため、移動による個体の保全は可能と考えています。</p> <p>(植物移植の専門家)</p> <p>植物の移植に際しては、植物に係る学識経験者の助言を受けながら移植計画、事後調査を実施します。なお、学識経験者は今後、適任者を選定します。</p>

表 11.1-2(11) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
11	6	<p>(アルカリ排水)</p> <p>この湿原にコンクリートの箱物を作るといのはいかなものでしょう。いかにプレキャストコンクリートと排水処理施設での中和処理をおこなっても、長期間の間にはコンクリートの底面からはコンクリートのアルカリ排水が地下にしみこんで湿原に侵入します。シートによる皮膜をおこなっても、廃棄物の汚水が出る可能性もあります、付近の水質の事後調査で汚染が判明してからでは湿原への影響が出たあとになり意味のないことです。</p> <p>(植栽)</p> <p>もしも新最終処分場を建設し、動植物の移植や移動をしても本来の自然環境は守られることがなく意味のないものです。緑化をしてもそれらはその地においては外来種であり植生のかく乱を招き本来生育していた者、これから生育しようとしていた生物には外敵です。</p> <p>(獣害)</p> <p>現在問題になっている猿・鹿・猪による獣害は、これらの天敵である猛禽類や狐がいなくなることが一因にあります。人間の開発によりそれらは住処を失い生息数が減ったために、猿・鹿・猪が繁殖したと思われます。</p> <p>山間地のこの場所を開発して新最終処分場を作ると、猛禽類の餌場がなくなりそれらは姿を消します、狐もいなくなり、ますます猿・鹿・猪が増えます。</p> <p>少しの部分を自然公園として残しても、工事のときの騒音や排気ガスの影響で環境の変化に敏感な動物・鳥類は住処を移します。工事により消滅する動植物が多くあります。</p> <p>鹿・猿・猪は、ふもとの民家のあるところに移動し周辺の獣害はますます深刻なものとなります。</p> <p>ここに地域住民が新最終処分場を誘致申請したとしても、学識あるものは環境保全の見地から建設反対を申し述べるべきです。</p> <p>ここに建設されるということは、全国的にもまれで貴重な自然財産をなくすことです。三重県ならびに津市の環境行政の質が問われるでしょう。</p>	<p>(アルカリ排水)</p> <p>地盤が有するアルカリ中和能力は比較的高く、アルカリの地盤中での浸透距離は一般的には小さいとされています。そのため、大きな影響はないものと考えています。</p> <p>なお、河川水及び地下水を対象とした水質の事後調査は、工事開始直後から 1 回/月の頻度で実施し、異常がみられた場合には速やかに関係機関との協議及び対策を実施します。</p> <p>(植栽)</p> <p>対象事業実施区域内の緑化は郷土種による植栽を計画しております。そのため影響は小さいものと考えています。なお、移植先として想定される非整備区域においては、現況の植生を保全し、植栽は必要最小限とするため、影響は少ないと考えています。</p> <p>(獣害)</p> <p>猿・鹿・猪による三重県内の農業被害は増加傾向にあり、深刻な問題となっています。生息数は、狩猟者の減少、中山間地域での人圧の低下、暖冬、休耕田の増加、森林開発等により増加傾向にあるとされています。これらの動物による獣害対策では、捕獲力の強化、地域の活性化、獣害につよいまちづくり、野生動物が生息しやすい森林環境づくり等があります。</p> <p>本事業では、工事实施の影響により猿・鹿・猪を含めた動物全体の周辺地域への一時的な逃避が予測されますが、工事の完了とともに生息が回復されることにより、猿・鹿・猪を含めた動物全体の対象事業実施区域内での生息が回復すると考えます。</p> <p>また、獣害につきましては、ひとつの事業ではなく、関係する地域や行政が連携した対策・取組みが必要な問題であると考えます。</p>

表 11.1-2(12) 住民意見と事業者見解（陸生動物、陸生植物、生態系）

通し No.	受付 No.	意見	見解
11	6	<p>（生物多様性）</p> <p>湿原は多くの動植物が生育・生息する生物多様性の高い生態系として重要であるといわれています。ここに新最終処分場を建設することは平成 20 年に制定された生物多様性基本法の理念に反することです。</p> <p>ここは、赤目一志県立自然公園の中にあり、すぐ近くに室生赤目青山国定公園があり自然環境豊かな地です。新最終処分場の建設は中止にし、建設予定地の環境を自然公園として永久に保護していくことを御願い申し上げます。将来周辺湿地と共にラムサール条約に登録しましょう。津市においては、国定公園や自然公園内での新最終処分場の建設はしないようにしましょう。</p> <p>なお、地元住民の長年の願いである道路建設に反対するものではありません。</p> <p>注（）内は、意見部分を示すために追記した見出しである。</p>	<p>（生物多様性）</p> <p>対象事業実施区域内の非整備区域では、湿性草地及び周辺樹林を保全し生物多様性の確保を図るとともに、散策路を整備して人と自然とが触れ合える活動の場とする計画です。</p>

表 11.1-2(13) 住民意見と事業者見解（土壌汚染）

通し No.	受付 No.	意見	見解
12	2-5	<p>岩石には自然的に重金属が含まれている。</p> <p>対象事業実施区域内に分布する花崗岩及び風化花崗岩を対象とした掘削工事、掘削土砂の盛土材料へ転用した場合、工事箇所から基準値を超過した「重金属」が溶出し周辺地下水や河川に影響を与える可能性がある、としている。どんな方法でこれを防ぐのか？</p> <p>地下水の問題は重大なことであって、影響が出てから問題視してももう手遅れなのだ。</p> <p>地下水に対しては問題だらけだ。これをどうやって解決するのだ。是非聞きたい。いい加減な答えは聞きたくない。</p>	<p>事後調査に記載したとおり、工事着手前には対象事業実施区域内の土壌調査を実施し、重金属の有無を確認します。</p> <p>重金属が確認された場合には、三重県環境生活部と協議し、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号）及び「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年 3 月 27 日、三重県条例第 7 号）等に基づき調査、対策を実施します。</p>

表 11.1-2(14) 住民意見と事業者見解（環境影響評価全般）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
13	2-1	<p>建設地決定までの経緯 H.20.2.29 地区3役で津市へ処分場候補地申請する。申請書には地域住民の7割が賛成との書類が付けられているが全くの「ウソ」であり、その時点で住民の大部分は応募したことすら知らず新聞報道で初めて知った。</p> <p>地権者についても、立に関わった者達以外は知らず後日説得して回った。</p> <p>こんな”でたらめ”がまかり通っていたのだ！</p> <p>最初からウソ八百で始まった処分場建設なのだ。</p> <p>それに対してどう答えるのか楽しみだ！</p>	<p>新最終処分場建設候補地の選定には地元との合意形成が最優先との考えから公募方式を採用しました。応募いただいた美杉町下之川地区においては、応募までに、同自治会連合会からの要請により先進地を視察いただき、また、新最終処分場に係る説明会を実施しました。</p> <p>応募後は、下之川地区において、新最終処分場の建設に関連する事項の調査研究を行うための連絡協議機関として、自治会連合会役員、区役員、各自治会長、各自治会からの住民代表者で構成される「津市新最終処分場の建設を考える協議会」が設置され、同協議会の主催により下之川地区内で広く参加者を募られ先進地視察を実施いただきました。</p> <p>更に、美杉町下之川地内に候補地を選定して以降は、同協議会を通じ新最終処分場に関する説明、協議を重ね、その結果、下之川地区自治会連合会と津市との間において、新最終処分場の建設について合意に至ったことから基本協定を締結し美杉町下之川地内を建設地として決定しました。</p> <p>現在、下之川地区では自治会連合会役員、区役員、各自治会長、各自治会からの住民代表者で構成される「津市新最終処分場等建設及びまちづくり推進協議会」が設置され、円滑かつ着実な事業の推進に向け御理解と御協力をいただいています。</p> <p>また、地権者の皆様には本事業に対し御理解をいただき、現在、計画区域の98%の用地を取得しました。</p>
14	2-2	<p>事業計画の策定 三重県環境基本条例、土地利用計画、施設計画などを検討のうえ...とあるが、それ以前、公開現地視察後、環境工学、廃棄物行政、衛生工学の3教授等の意見がある。まず下之川高山は道幅が狭く拡幅工事が必要となり費用は当初費用(134億円)を上回る。それに地層がやわらかいのではないかと？</p> <p>それに対して白山町垣内字峰山が比較的平坦地であり市街地からも距離が短い...と人気が高かった..にも拘らず</p> <p>なぜ教授等の意見を重視しなかったのか？！</p> <p>そして問題にもしなかったのはなぜか</p> <p>解答を是非!!</p> <p>納得のいく解答を。</p>	<p>新最終処分場建設候補地の選定には地元との合意形成が最優先との考えから公募方式を採用しました。これは、新最終処分場の立地に関し10年余り交渉が難航し地元との合意形成に至らなかった旧候補地(白山町三ヶ野)での取組状況を踏まえ実施に至ったものです。</p> <p>公募による候補地の選定にあたっては、学識経験者3名の委員で構成される「新最終処分場候補地選定委員会」を設置し、同委員会からの意見書をもとに候補地を選定しました。意見書では、4箇所の応募地のうち公募要件を満たすことができない2箇所を選定の対象外とし、残る2箇所について、地理的、地形的な面では、候補地までのアクセスや、候補地周辺の道路状況から見て白山町垣内字南布引地内の土地の方が優位とされ、関係者の理解が得られるかどうかという点では、候補地選定段階において白山町垣内字南布引地内の候補地に対しては周辺の複数の地域から反対の旨の書面等が多数提出されている状況であったことから、美杉町下之川字高山、西狭間地内の土地の方が優位とされました。</p> <p>市としては、「新最終処分場候補地選定委員会」からの意見を踏まえ、地元との合意形成、現最終処分場の逼迫状況、新最終処分場の整備に要する期間などを考慮したうえで、地元協議会も設立され地域の協力が期待でき、最終処分場の早期建設に向けた事業推進が望めるとして、美杉町下之川地内を候補地に選定したものです。</p>

表 11. 1-2(15) 住民意見と事業者見解（環境影響評価全般）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
15	2-3	<p>3. 2. 4 建設地決定までの経緯 (平成 20 年)2 月 29 日 2 自治会から計 4 箇所の応募あり 各自治会を通じた「住民の賛否を取っ た」とされるが全く説明がされず自治会 長の一存で賛成と意思表示した地区もあ り、又かくも重大な事案を完全に地域住 民に伝えきれたとは云えず常会に出席し た者のみで決済したケースもあり立案か ら応募まで短期間で行われて、殆んど住 民は充分理解していなかった。 この公募→応募の期間の短さは全く市 行政の意図したものであり、責められる べきものである。 津市の行政は住民のこゝと、どの程度考 えているのか。答えを!</p>	<p>新最終処分場建設候補地の選定には地 元との合意形成が最優先との考えから公 募方式を採用しました。 応募いただいた美杉町下之川地区にお いては、応募までに、同地区からの要請 により先進地を視察いただき、また、新 最終処分場に係る説明会を実施しまし た。 応募後は、同地区において、新最終処 分場の建設に関連する事項の調査研究を 行うための連絡協議機関として、自治会 連合会役員、区役員、各自治会長、各自 治会からの住民代表者で構成される「津 市新最終処分場の建設を考える協議会」 が設置され、同協議会の主催により下之 川地区内で広く参加者を募られ先進地視 察を実施いただきました。 更に、美杉町下之川地内に候補地を選 定して以降は、同協議会を通じ新最終処 分場に関する説明、協議を重ね、その結 果、下之川地区自治会連合会と津市との 間において、新最終処分場の建設につい て合意に至ったことから基本協定を締結 し美杉町下之川地内を建設地として決定 しました。</p>
16	5-1	<p>津市新最終処分場候補地公募によれ ば、その土地概略面積は概ね 12ha 以上 の一団の土地の確保が出来る見込みが有 ることに対して、下之川地区の新最終処 分場候補地申請書によれば概略面積は約 15ha となっています。私の聞きちがえで なければ最終的に市が買収した面積は約 40.1ha、驚きました。どうしてその様な 余分とも思える広さの土地を買収する必 要が生じたのか、疑問に思います。その 間住民には何の説明も行われていませ ん。その点くわしく御説明を御願ひ致 します。</p>	<p>新最終処分場を整備させていただくに あたっては、公園整備と併せて整備する ことを条件に公募を行いました。 最終処分場は、環境と共生する施設整 備を目指しています。 その中で、現地のすり鉢状の地形を考 慮して尾根伝いの一団地として区域を決 定しました。</p>

表 11. 1-2(16) 住民意見と事業者見解（環境影響評価全般）

通し No.	受付 No.	意 見	見 解
17	5-3	<p>津市新最終処分場に係るバイパス道路工事について</p> <p>下之川太作地域 ソウゾ（ソウゾがなまったものと思われる）付近には大きな五輪塔（グリーンさんと呼んでいます）が確か一段高くなった場所に見受けられました。他に沢山の石塔（砂岩というのか軟らかい石）のコナゴナに壊れたものが無数に散らばり、以前には誰かが積上げたのかケルンの様なものも見受けられました。雑木林の中には比較的新しいと思われる石碑も数基立っていましたが、先日現地と思われる場所に行ってみましたが、場所が定かでないか残念ながら確認する事が出来なかったのは、もしや工事の前にでもそそれを別の場所へ移されたのでしたら教えて頂きたいと思います。三基のグリーンさんは古くて歴史的なものと思われまますので気がかりです。</p> <p>Aバイパス道路等の整備事業は、県環境影響評価条例の規模要件に該当しないため、対象事業に含めない。調査をしてもらえなかったのでしょうか。</p>	<p>バイパス道路事業は「三重県環境影響評価条例」平成 10 年 12 月 24 日、三重県条例第 49 号に規定する対象事業には該当しないため、環境調査は実施していません。</p>

11.2 準備書に対する関係市町長意見と事業者見解

環境影響評価準備書に対する津市長意見は提出されていない。

11.3 準備書に対する知事意見と事業者見解

環境影響評価準備書に対する三重県知事意見及び事業者見解を表 11.3-1 に示す。

表 11.3-1(1) 三重県知事意見及び事業者見解（総括的事項）

三重県知事意見	事業者見解
<p>本事業は、水道水源の上流域に最終処分場を設置する事業であることから、水質等に十分な配慮を行ったうえで、環境保全措置を実施するとともに、事業者自らが事業の詳細及び事後調査の結果等を公表し、周辺住民等の安全、安心の確保に努めること。</p>	<p>対象事業実施区域は水道水源の上流域にあることから、検討した環境保全措置を適切に実施します。また事後調査を定期的を実施し、結果を公表することにより、周辺住民等の安全、安心の確保に努めます。</p>
<p>本事業では、最終処分場に漏水検知システムを採用することとしているが、安全のために、浸出水の漏洩が確認された場合の対応策等、万が一の事態に迅速に対応できるようにするためのマニュアル等について整備しておくこと。</p>	<p>漏水検知システムにより浸出水の漏洩が検知された場合は、先ず、責任者への緊急連絡を行うと同時に浸出水の漏洩の可能性から散水を停止し、それ以上の浸出水の発生を抑制します。次に、異常検知の原因究明を図り、万一遮水工に損傷が確認された場合、迅速に補修を行います。</p> <p>なお、具体的な対応内容や体制については、竣工までにマニュアルを整備します。</p>
<p>最終処分場では、埋め立て終了後においても、廃棄物が安定化するまで排水処理施設の維持管理を行う必要があり、また、その他防災調整池等の施設全体についても管理を徹底すること。</p>	<p>施設の管理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、その他関係法令や本環境影響評価書の内容を遵守し、最終処分場埋立地のほか防災調整池、散策路等を含めた対象事業実施区域全体を本市の行政財産として適正に維持管理していきます。</p>

表 11.3-1(2) 三重県知事意見及び事業者見解（個別的事項・悪臭）

三重県知事意見	事業者見解
<p>供用時の悪臭について、臭気を監視するための体制を整えること。なお、臭気の監視は、周辺環境への影響が最大となる時期と時間帯を考慮し、実施すること。</p>	<p>臭気を監視するため、臭気パトロールを実施します。調査地点は、敷地内の 4 箇所、大気質予測地点 5 地点付近の道路上とし、施設管理員等により、臭気強度(6 段階)、臭気の種類等を観測します。</p> <p>調査時期は、敷地内については施設稼働時の毎日とし、大気質予測地点 5 地点付近の道路上については月 1 回とします。臭気パトロール開始は、臭気の拡散が少なく、また、環境への影響が考えられる扉を開閉する午前 9 時以降の早い時間帯とします。</p>

表 11.3-1(3) 三重県知事意見及び事業者見解 (個別的事項・騒音・振動・低周波音)

三重県知事意見	事業者見解
<p>事業実施区域周辺は一般車両の走行が少ない地域であり、工事用車両の走行による騒音及び振動の環境への影響が懸念されることから、工事用車両の運行の分散等、可能な限り騒音、振動の影響の低減に努めること。</p>	<p>工事用車両の騒音及び振動の予測結果では、基準又は目標を満足するものの、一般交通量が少ない県道を大型車が通行するため、影響を可能な限り低減する必要があると考えています。そのため、環境保全措置として、工事用車両運行時期の分散、工事用車両の運行方法の指導を行います。</p> <p>工事用車両運行時期の分散では、建設工事発注後の運行計画立案時において、工事用車両が集中することをできるだけ避けるよう検討します。道路幅員が狭い箇所においては交通整理要員を配置して、交互通行、最徐行運転の徹底を行います。</p> <p>運行方法の指導では、横断歩道位置、交互通行箇所、最徐行箇所等の周知及び法令遵守の徹底を行い、交通安全の徹底及び環境影響の低減を図ります。</p> <p>また、道路交通騒音に係る事後調査では、ピーク時の測定を予定していましたが、工事開始の平成 25 年度から工事完了の平成 30 年度までの毎年実施します。</p>
<p>発破作業に伴う騒音及び振動の影響を評価するにあたっては、適切な目標値を設定し、予測結果が目標値を超過する場合には、環境保全措置を実施すること。</p>	<p>「発破振動・騒音・低周波音の規制値に関する提言 (数値の提案)」火薬学会、1994 に基づき、基準又は目標する値を、騒音：96dB、振動：60dB としました。</p> <p>施工計画立案時には、段当りの薬量、発破方法を詳細に検討し、発破実施時には振動測定により影響を把握することにより、薬量、発破方法等影響の小さいものを選定する予定です。</p>
<p>埋め立て作業及び施設の稼動に伴う騒音対策として、被覆施設を設置し、低減を図る計画になっているが、被覆方法や材質等を明らかにしたうえで、その効果を定量的に示すこと。</p>	<p>埋立地は覆蓋施設で覆う計画であり、屋根材及び壁材はガルバリウム鋼板 (亜鉛・アルミニウム合金メッキ鋼板) を予定しています。また、浸出水処理施設は、建屋内に設置する計画であり、壁材はALC (軽量気泡コンクリート) を予定しています。音源は建屋に覆われることから、質量則に基づく透過損失を考慮して騒音伝播を予測しました。予測評価の結果、基準又は目標と整合が図られているものと評価しました。</p>
<p>低周波音については、最新の知見に基づいて、再度、予測、評価を実施すること。</p>	<p>低周波音の調査結果は、G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルで整理しました。</p> <p>また、施設の供用・稼動に伴う影響の評価は、「心身に係る苦情に関する参照値」(「低周波音問題対応のための「手引」) 環境庁で示されている G 特性音圧レベルで評価しました。</p>

表 11.3-1(4) 三重県知事意見及び事業者見解（個別的事項・水質）

三重県知事意見	事業者見解
<p>濁水の予測に用いる降雨強度が、現地の調査結果の降雨強度よりも小さいことから、現地の調査結果に基づく数値を使用し、再度、予測、評価を実施すること。</p>	<p>濁水調査日における日降水量の時間平均値及び時間降水量の最大で濁水の予測評価を実施しました。予測の結果、浮遊物質量濃度は濁水調査における現況濃度と同程度又は低い濃度となりました。</p>
<p>工事の実施に伴う濁水等の評価については、放流先河川の水生生物に与える影響を考慮し、目標値として水産用水基準を用いることを検討すること。</p>	<p>「生活排水の排水に伴う環境基準及び農業用水基準の項目に対する影響」の評価において、「水産用水基準」（2005年版、社団法人日本水産資源保護協会）を併記して、評価しました。</p>

表 11.3-1(5) 三重県知事意見及び事業者見解（個別的事項・地下水）

三重県知事意見	事業者見解
<p>事業実施区域周辺には、民間による井戸の利用があることから、事業実施区域と民間井戸の間の表流水、地下水の流動形態を明らかにするとともに、事後調査で、事業の実施に伴う影響についても確認すること。</p>	<p>現地調査結果に基づき、対象事業実施区域の改変部から民間井戸が分布する下之川集落へ至る間の表流水、地下水の流動形態を明らかにしました。 本事業の実施の影響を把握するため、観測井戸及び民間井戸において定期的に事後調査を実施します。</p>

表 11.3-1(6) 三重県知事意見及び事業者見解（個別的事項・地形及び地質）

三重県知事意見	事業者見解
<p>活断層の土地の安定性に及ぼす影響について、予測、評価が行われていないことから、ボーリング調査及び現地踏査等の既存の調査結果を用いて、再度、予測、評価を実施すること。</p>	<p>活断層の土地の安定性に及ぼす影響について、貯留構造物の耐震設計の内容等の事業計画を勘案して定性的に予測評価しました。</p>

表 11.3-1(7) 三重県知事意見及び事業者見解（個別的事項・植物・動物・生態系）

三重県知事意見	事業者見解
<p>植物の重要種の移植にあたっては、他事業の事例や文献等を調査し、生育地と移植先の環境を十分に把握したうえで、適切な移植先を選定して実施すること。</p>	<p>エビネ、キンランの移植では他事例の文献等を調査して具体的な移植方法を検討して移植を実施します。移植にあたっては学識経験者の指導を受け、移植の成功に努めます。また、移植後は5年間は追跡調査を実施して移植後の生育状況を確認します。</p>
<p>準備書には、郷土種により緑化を行うと記載されているが、用いる樹種については可能な限り三重県産とし、また、産地を明らかにすること。なお、緑化に用いる樹種の一部に、スギ、ヒノキが計画されているが、自然環境やレクリエーションの場としての観点から、それらの樹種についても、再度、検討すること。</p>	<p>植栽樹種はアカマツ、モミ、ケヤキ、コナラ、クリ、アラカシ、ツブラジイ、エゴノキ、マンリョウ等を計画していますが、いずれの樹種も三重県産の苗木が調達可能であることから、郷土種として植栽を行います。</p> <p>また、最終処分場と併せて整備する公園緑地についても、広葉樹を中心とした里山として維持管理することとしているため、全体的なバランスも考慮してスギ、ヒノキの植栽は行わないこととします。</p>
<p>シカの食害による緑化後の植物への影響が懸念されることから、食害防止対策を実施すること。</p>	<p>造成区域の植栽に対するシカの食害防止策として、最終処分場等施設周辺においては、施設管理面から設置施設の周囲をフェンスで囲い、これによりシカの侵入を防ぎ食害を防止します。また、自然公園内における散策路の植栽の保護には苗木用の獣害ネット等を設置し食害を防止します。なお、苗木植栽後の管理については、定期的な巡回により監視を行い、食害にあった場合は、年次計画を立案の上、必要に応じて補植を行っていきます。</p>
<p>住民意見の中に、準備書に記載されていない植物の重要種の確認の報告があることから、この事実を確認したうえで、必要に応じて環境保全措置を実施すること。</p>	<p>植物の重要種の生育については事後調査を実施して生育状況を確認します。なお、植物の重要種の生育が確認された場合の保全対策に資するため、調査は早期に着手します。</p>
<p>照明設備の設置に伴い、ライトトラップ法で確認された昆虫類に影響が及ばないように環境保全措置を実施すること。</p>	<p>走行性の強い昆虫類への影響をより少ないものとするため、野外照明は設置しない方針で設計を行います。</p>
<p>動物の重要種の移動を検討する場合には、移動先の適地の選定または生息環境の整備に時間を要することから、早急に事業実施区域周辺における重要種の生息状況について確認すること。また、動物の重要種を移動させる場合には、事後調査で、その生息状況について確認すること。</p>	<p>アカハライモリ、ヒキガエル、オオコオイムシ、キジロオヒキグモは対象事業実施区域内に適地を選定して移動します。移動予定地は、既存の生息地や同様の生息環境を呈する地点を選定します。移動予定地の環境の整備が必要な場合は環境を整備します。これらの保全措置は早期に実施して移動の成功に努めます。また、移動後の5年間は事後調査を実施して対象事業実施区域及びその周辺約250m範囲における生息状況及び生息環境の変化を記録します。</p>

表 11.3-1(8) 三重県知事意見及び事業者見解（個別的事項・植物・動物・生態系）

三重県知事意見	事業者見解
<p>クマタカについては、繁殖状況だけでなく採餌状況についても確認し、事業の実施に伴う餌の減少等による影響を評価したうえで、適切な環境保全措置を講ずること。また、事後調査においても、繁殖状況だけでなく採餌状況についても確認すること。</p>	<p>これまで実施した調査の結果、対象事業実施区域はクマタカ A つがいの 95% 行動圏に含まれるもの、採餌行動やとまりが確認された位置は対象事業実施区域の外にあります。このため、事業実施に伴い餌生物に及ぼす影響はないと評価されます。</p> <p>しかし、クマタカ A つがいは営巣地を変える可能性があるため、早期に事後調査に着手して行動圏及び行動圏内部構造の把握に努め、改変区域と営巣木や行動圏内部構造との関係から必要に応じて保全措置を講じます。また、事後調査ではこれまでの調査と同様に採餌行動も記録します。</p>
<p>ツミ等、事業実施区域及びその周辺に営巣している鳥類の重要な種についても、繁殖状況等の事後調査を実施し、事業の実施に伴う影響が見られる場合には、環境保全措置を検討すること。</p>	<p>クマタカ A つがい、サシバの事後調査では、重要種に該当する猛禽類は全て記録します。また、定点観察で確認された重要な鳥類は全て記録にとどめ報告します。調査期間は、クマタカ A、サシバの調査期間と同様に供用開始後 2 年間まで実施します。</p> <p>希少猛禽類調査は、学識経験者の指導を受け、適宜見直しを行いながら実施します。</p>